

利用計画書記入上の注意（令和 8 年度）

1. 担当者氏名、連絡先住所、連絡先電話番号の欄には、できる限り実際に担当される方の氏名、住所を記入し、電話番号については確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。
2. 開催規模・開催内容については、必ず記入してください。
※記入が無い場合や内容が不明確な場合、前年度開催要項等の提出をお願いする場合があります。
3. 来場者数(予定)・駐車場利用台数(予定)は、必ず記入してください。
4. 調整基準上の順位については、必ず記入してください。
5. 大会・催事名称は、正式名称を記入してください。
※スポーツ目的の利用については『種目』を、スポーツ以外の利用については『利用目的』を明確に記載してください。
6. 利用希望日は、可能な限り第3希望まで記入してください。
 - ① 一日単位で一行に記載してください。ただし、施設によって利用時間が異なる場合は施設毎に行を分けて記載してください。
 - ② メインアリーナ、サブアリーナ、主競技場を全面以外で利用する場合は、利用する施設の広さを記載してください。
 - ③ 雨天時会場の場合は、『雨天時会場』と記載してください。
 - ④ 予備日の場合は『予備日』と記載してください。
7. 準備日、撤去日、予備日についても全て記載してください。
8. 利用時間帯は、利用される日の『入場』(準備)から『退場』(後片付け終了後の退館)までの時間を記入し、利用される日が複数日となり、会場に用具等を設置したままにする場合はそれぞれの施設の閉場時間までを記入してください。
※各施設は、原則として申請時間に合わせて開場いたします。
9. 利用日程は、準備から撤去までの必要最低限の日数を記入してください。
※一般利用団体への開放日確保のためにもご協力をお願いします。
10. 同一団体で、行事により担当者が異なる場合は、用紙を分けて提出してください。
11. 利用できる施設・期間・時間帯については、別紙3に掲げるとおりです。
※ただし、整備工事に伴い利用できない期間ならびに天候の状況により供用開始日が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
※なお、現時点で分かっている整備工事等の予定については次頁のとおりです。
 - ① あいづ球場は、芝養生のため4月下旬からの開放となります。
 - ② あいづ陸上競技場のインフィールド部分は、芝養生のため4月下旬からの開放となります。

- ③ 屋外施設については、原則として11月30日までの供用となります。
- ④ 屋内施設については、12月31日から1月4日まで点検日ならびに休館日となります。
- ⑤ 各施設において急遽、改修工事等による利用休止期間がある場合がございます。予めご了承ください。

12. 各施設の駐車場については原則として占有不可とし、駐車可能台数にも限りがございますので、行事日程を組まれる際には、隣接する施設での開催行事もご考慮のうえ、事前に混雑が想定される場合には主催者側で必要な措置(警備員による駐車場誘導、参加者へ公共交通機関等の利用依頼の連絡、行事の他会場での開催を検討するなど)を講じていただきますようお願いいたします。なお、混雑想定日の各行事主催団体にお集まりいただき、駐車場の混雑解消に向けた対策会議を開催する場合があります。

駐車可能台数は、会津総合運動公園:約 1,300 台、鶴ヶ城体育館:約 200 台、ふれあい体育館:約 200 台、河東総合体育館:約 150 台です。

※冬期間については、各施設ともに積雪や屋根からの落雪等により駐車可能台数が大幅に少なくなります。

13. 会津総合運動公園について、大会開催時の来場者による違法駐車や迷惑駐車により、近隣住民から苦情があることから、乗り合わせでの来場や公共交通機関の利用について、来場者への周知・徹底をお願いいたします。

14. 会津総合運動公園について、次年度も複数の大規模大会(全国大会・東北大会)が予定されており、駐車場の混雑が予想されることから、近隣からの苦情を受け市と協議して実施した一部施設の貸出制限を継続することになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

15. あいつ総合体育館メインアリーナの照明点灯数の上限は半灯となります。全灯をご希望される際は、全灯に伴う電気料(基本料金上昇分を含む)を負担する予算措置(市への要望等)をお願いいたします。

16. 河東野球場について、駐車可能台数が少なく民家が隣接している施設であり、近隣から路上駐車や路上でのキャッチボール、路上での喫煙等迷惑行為による苦情が寄せられておりますので、ルールやマナーを守っての利用をお願いいたします。なお、近隣への迷惑行為が改善されない場合は、施設利用許可を制限する場合があります。

17. あいつ総合体育館及び鶴ヶ城体育館バスケットゴールについて、現在は利用可能ですが、老朽化により故障する可能性があることから、会津若松市へ更新を要望しております。故障の場合は、早急な代替の対応は難しい状況にありますので、申込みに際しましては、現状を了承いただきお申込みをお願いいたします。また、併せて他の市町村施設等の利用もご検討をお願いします。

18. あいつ総合体育館及び鶴ヶ城体育館アリーナの床面について、会津若松市へ改修を要望しておりますが、老朽化により劣化しているため利用前に床面の確認をお願いいたします。

19. 都市公園施設(会津総合運動公園、鶴ヶ城公園、門田緑地、大川緑地、南四合緑地、蟹川緑地)において、共用部分(ロビー・通路等)に受付を設置する場合は、利用計画書の公園行為申請欄にチェック(レ)を入れてください。